



福岡医発第 1466 号 (地)

平成 25 年 9 月 10 日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

学校給食における食物アレルギー対応を有する児童生徒への対応調査について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、文部科学省において、児童生徒の食物アレルギーに対応した学校給食の体制等の取組状況について調査・分析することを目的とし、全国の小中学校を対象に抽出調査を実施することとなった旨、日本医師会を通じて周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

食物アレルギーに関しては、平成 24 年 12 月に東京都調布市の児童が学校給食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという大変痛ましい事故が発生しており、また、文部科学省が平成 19 年に発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」で、全国の公立学校の児童生徒のうち約 2.6%が食物アレルギーの有病者という結果が出ております。

これを踏まえ、日本医師会では文部科学省とともに学校給食における望ましい食物アレルギー対策を推進したいと考えており、また文部科学省でも、本年 5 月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、今後の学校給食における食物アレルギー対応に関する課題について検討を行い、7 月 29 日には「学校給食における食物アレルギー対応について」(中間まとめ)において、地域の医師会との連携強化を提言しています。

今回の調査におきましては、各都道府県教育委員会において実施対象校の選定・実施が行われるものでありますが、貴会におかれましても本件をご丁知いただくとともに、貴会会員の学校医の先生方に対しても、ご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅱ 98)
平成25年8月26日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
道 永 麻



学校給食における食物アレルギー対応を有する児童生徒への対応調査
(周知依頼)

平素より地域の学校保健の推進につきご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月に、東京都調布市で学校給食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生いたしました。平成19年に文部科学省が発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」で、全国の公立学校の児童生徒の約2.6%が食物アレルギーの有病者という結果が出ていることを踏まえ、本会と致しましても、同じ悲劇が二度と起こらぬように、文部科学省とともに学校給食における望ましい食物アレルギー対策を推進して参りたいと考えております。

文部科学省では、本年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、今後の学校給食における食物アレルギー対応に関する課題について検討を行い、7月29日には、「学校給食における食物アレルギー対応について」(中間まとめ)において、地域の医師会との連携強化を提言しているところです。

そして、今般、文部科学省においては、児童生徒の食物アレルギーに対応した学校給食の体制等の取組状況について調査・分析することを目的として、全国の小中学校を対象に抽出調査を実施することとなり、本会にも周知依頼がございました。

つきましては、本件につきまして、貴会及び関係郡市区医師会の会員各位にご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成 2 5 年 8 月 2 2 日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応調査」
について（周知依頼）

文部科学省では、本年度「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、今後の学校給食における食物アレルギー対応について有識者の方々に検討いただいております、先月 2 9 日には「中間まとめ」を公表したところです。

8 月 1 4 日付けで、学校給食における食物アレルギー対応に関する実態について把握するため、各都道府県教育委員会学校給食主管課に対して調査を依頼しました。

貴会の会員各位におかれては、本調査について、適宜御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係
TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2694)

事 務 連 絡

平成25年8月14日

各都道府県教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応調査について（依頼）

文部科学省では、本年度「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」（以下、「調査研究協力者会議」という）を設置し、今後の学校給食における食物アレルギー対応について有識者の方々に検討いただいております。先月29日には「中間まとめ」を公表したところです。

このたび、学校給食における食物アレルギー対応に関する実態について把握するため、抽出調査を実施しますので、各都道府県教育委員会におかれましては、別添の実施要領に基づき平成25年9月13日（金）までに御報告いただきますようお願いいたします。

また、調査の実施に当たっては、学校給食担当者及び学校保健担当者との間で十分な連携を図っていただくようお願いいたします。

なお、「調査研究協力者会議」では、本調査の結果も踏まえながら今後議論を深めていく予定です。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校給食係

TEL:03-6734-2694(ダイヤル)

FAX:03-6734-3794

E-Mail:gakkoken@mext.go.jp

学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応調査

実施要領

1 調査実施方法

- (1) 各都道府県教育委員会において、下記の2の要領に基づき、調査実施対象校を選定してください。
- (2) 各都道府県教育委員会から、各調査実施対象校に調査票（別紙）を配布してください。
- (3) 各調査実施対象校は調査票（別紙）に記入し、各都道府県教育委員会において記入漏れや不備がないかを確認の上、各都道府県教育委員会から報告をお願いします。

なお、提出場所については文部科学省が後日指定しますので、改めてお知らせすることとします。

2 調査実施対象校の選定

- (1) 調査実施対象校は、学校給食（完全給食）を実施している公立の小学校及び中学校（中学校には中等教育学校の前期課程を含む。）とします。
- (2) 調査実施対象校は、各都道府県内（政令指定都市を含む。）の公立の小学校、中学校の別に、50校に1校の割合で算出された学校数とします（小数点第1位四捨五入）。

（算出例）

- ① 完全給食を実施する域内の公立小学校が1,234校の場合

$$1,234 \div 50 = 24.7 \rightarrow 25 \text{校}$$

- ② 完全給食を実施する域内の公立中学校が40校の場合

$$40 \div 50 = 0.8 \rightarrow 1 \text{校}$$

- (3) 調査実施対象校の選定に当たっては、学校の規模に関し、児童生徒数200人未満、200人以上500人未満、500人以上の割合が、全国の状況と同じく、おおむね3:3:2の割合になるよう選定してください。

その際、食物アレルギー対応の進んでいる特定の地域や市町村に集中することなく、単独調理場と共同調理場の受配校の割合等の調理方式についても偏りのないよう各都道府県内の実状を反映させてください。

3 留意点

- (1) 回答者の指定について

設問1)～15)については管理職、16)～23)については養護教諭、24)以降については栄養教諭または学校栄養職員が、それぞれ回答するようお願いします。

なお、栄養教諭等の未配置校については、給食主任やセンター所属の学校栄養職員等により回答していただくようお願いします。

- (2) サンプルの提出について

以下の各質問に該当がある場合はサンプルの提出をお願いします。

- 29) ウ 面談における定められた書式（面談用紙）
- 34) 詳細な献立表
- 35) ウ 確認票など（確認の記録を残す際に使用）
- 47) 除去食または代替食調理のための作業工程表や作業動線図

学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応調査

都道府県市区町村				
学校種	小学校	中学校	中等教育学校(前期)	
給食提供方法	単独校方式	親子方式	センター方式	外部委託
児童生徒数(25年5月1日現在)	男子 名	女子 名	合計 名	
栄養教諭等の配置状況	栄養教諭	学校栄養職員	栄養教諭等未配置	

※以下の質問について、該当する選択肢を選び○を付けるとともに必要に応じて記入してください。

※回答者の指定について

以下の質問については、設問1)～15)を管理職、16)～23)を養護教諭、24)以降は、栄養教諭または学校栄養職員が回答するようにお願いします。なお、栄養教諭等の未配置校については、給食主任やセンター所属の学校栄養職員等により回答していただくようお願いします。

管理職向け設問・・・1)～15)は管理職による回答をお願いします。

- 1) 学校給食における食物アレルギー対応について、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(以下、「ガイドライン」)及び学校生活管理指導表に基づき、対応していますか。

①対応している ②改訂して対応している ③対応していない

- 2) 1)で“①対応している”と回答した学校では、「ガイドライン」の内容について、教職員に周知が図られていますか。

①全ての教職員 ②一部の教職員

- 3) 2)で“②一部の教職員”と回答した学校では、誰に周知が図られていますか。(複数回答可)

①管理職 ②学級担任 ③栄養教諭等 ④教務主任 ⑤養護教諭
⑥学年主任 ⑦給食主任 ⑧その他の教職員()

- 4) 1)で“①対応している”と回答した学校では、「ガイドライン」をどのように活用していますか。下記の該当する項目に○をつけてください。(複数回答可)

①保護者面談 ②給食時間の対応 ③アレルギーを有する児童生徒への個別対応
④研修会 ⑤献立作成 ⑥学校生活管理指導表のみを活用
⑦その他

- 5) 学校において、食物アレルギー対応委員会等(注)を設置していますか。

①設置している ②設置していない

(注)食物アレルギー対応委員会・・・学校長、教頭、保健主事、学級担任、学校医、養護教諭、栄養教諭等により構成され、食物アレルギーへの対応の方針、研修や指導計画等について決定する

- 6) 食物アレルギー対応について、校医や主治医等の指導助言等を受ける体制が整備されていますか。

①整備されている ②整備されていない

- 7) 食物アレルギー対応について、情報提供を行うなど消防機関と連携を図っていますか。

①図っている ②図っていない

- 8) 食物アレルギー対応が必要な児童生徒の情報について、入学時や転校時に卒園、卒業した幼稚園・保育園及び転校前の小学校の間で情報共有ができていますか。

①共有できている ②共有できていない

- 9) 食物アレルギーを有する児童生徒への給食提供に関して、平成24年度中に学校関係者に学校内外問わず研修会を実施しましたか。

①はい ②いいえ

- 10) 9)で、“① はい”と回答した学校は、研修内容について、下記の表の該当する項目に記入してください。
なお、主催者、対象者、内容については、下記の項目から選び、該当番号をそれぞれ選んで記入してください。

主催者	対象者	講師の職名	内容

主催	①都道府県教育委員会 ②市町村教育委員会 ③学校 ④その他
対象者	①管理職 ②学級担任 ③栄養教諭等 ④養護教諭 ⑤保健主事 ⑥給食主任 ⑦調理員 ⑧全教職員 ⑨その他
内容	①食物アレルギー理解 ②誤配対応 ③誤食対応 ④個別指導対応 ⑤その他

- 11) 平成24年12月の調布市における食物アレルギー事故発生後、学校の対応について変更した点がありますか。

①変更あり ②変更なし

- 12) 11)で“① 変更あり”と回答した学校は、どのような点を変更しましたか。(複数回答可)

①食物アレルギー対応委員会の整備 ②調理場の施設設備の整備
③調理員の増員 ④緊急時の対応
⑤除去食・代替食の中止 ⑥除去食・代替食等の調理・提供に関する確認方法
⑦おかわり禁止 ⑧その他()

- 13) 学校における緊急時対応に関して課題となっていることについて、下記の該当する項目に○をつけてください。
(複数回答可)

①緊急時のマニュアル策定 ②エビペン®の運用 ③緊急時対応に関する校内周知
④校医・主治医等との連携 ⑤医療機関(校医、主治医を除く)との連携
⑥消防機関との連携 ⑦保護者対応 ⑧特になし
⑨その他

- 14) 食物アレルギー対応について、関係者の連携や対応方法で他校への参考となる事例があれば記入してください。

- 15) 食物アレルギー対応について、御意見や御要望があれば自由に記入してください。

養護教諭向け設問

…16)～23)は養護教諭による回答をお願いします。

16) アドレナリン自己注射薬(エピペン)を学校へ持参している児童生徒はいますか。

①いる () 名 ②いない

17) 16)で"①いる"と回答した学校は、保管場所を下記の該当する欄に○をつけてください。

①職員室 ②校長室 ③保健室
④教室(ランドセルの中) ⑤教室(児の机の中) ⑥教室(ランドセルと児の机以外)
⑦その他()

18) 平成24年度中に、学校において誤食した事例はありますか。

①ある () 件 ②なし

19) 18)で「ある」と回答した学校は、以下の設問に記入ください。尚、複数回ある場合は複数回答してください。

ア 誤食の原因 ()
①調理中の混入 ②配送中の混入 ③配膳時の混入 ④喫食時の混入
⑤その他の混入 ⑥新規診断 ⑦原因不明

イ 原因食物 ()

ウ アナフィラキシー症状(注)の発生

①あり () 件 ②なし

(注)アナフィラキシーとは、アレルギーが原因で複数の臓器症状(皮膚、粘膜、呼吸器等)が一度に急速に出現してくる反応

エ アナフィラキシーショック症状(注)の発生

①あり () 件 ②なし

(注)アナフィラキシーショック症状とは、アナフィラキシー症状の中でも意識低下、消失、ぐったりなど極めて重篤な症状

オ アドレナリン自己注射薬(エピペン)の使用

①あり () 件 ②なし

カ 医療機関の受診

①あり () 件 ②なし

キ 救急車やDr.への要請

①あり () 件 ②なし

20) 緊急時における対応を想定し、児童生徒個人別の対応プランを作成していますか。

①作成している ②作成していない

21) 学校における緊急時対応に関して課題となっていることについて、下記の該当する項目に○をつけてください。

(複数回答可)

①緊急時のマニュアル策定 ②エピペン®の運用 ③緊急時対応に関する校内周知
④校医・主治医との連携 ⑤医療機関(校医、主治医を除く)との連携
⑥消防機関との連携 ⑦医師の緊急時指示のばらつき ⑧保護者対応 ⑨特になし
⑩その他

22) 食物アレルギー対応について、関係者等の連携や対応方法等で他校の参考となる事例等があれば記入してください。

23) 食物アレルギー対応について、御意見や要望等があれば自由に記入してください。

栄養教諭、学校栄養職員設問

・・・24)～最後まででは栄養教諭または学校栄養職員による回答をお願いします。

- 24) 食物アレルギーを有する児童生徒で、給食の対応(レベル1～4 下記参照)を行っている人数は何名ですか。
合計 ()名

- 25) 24)に該当する児童生徒の給食における対応レベルについて、以下を参照し、あてはまる欄を記入してください。
なお、該当児童生徒1人に対して、最も日常的に対応しているレベルを1つだけ選んで記入してください。

レベル1	詳細な献立表対応	名		一部弁当対応	名
レベル2	完全弁当対応	名			
レベル3	除去食対応	名			
レベル4	代替食対応	名			

給食の対応レベル (参考:学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン)

レベル1 詳細な献立表対応
学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを元に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因物質を除外しながら食べる対策を指します。
レベル2 弁当対応
全ての学校給食に対して弁当を持参させる「完全弁当方式」と、普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる「一部弁当方式」があります。
レベル3 除去食
申請のあった原因食物を除いた学校給食を指します。
レベル4 代替食
申請のあった原因物質を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される学校給食を指します。

- 26) 除去食(レベル3)や代替食(レベル4)の対応を行っている児童生徒について、下記の原因食材一覧から該当する番号を選んで記入してください。また、それぞれ原因食材一覧に、それぞれの人数を記載してください。
(重複回答可)

レベル3 除去食対応 ()種類
レベル4 代替食対応 ()種類

原因食材一覧

①鶏卵	()名	②牛乳・乳製品	()名	③小麦	()名
④落花生(ピーナッツ)	()名	⑤大豆	()名	⑥甲殻類(エビ・カニ)	()名
⑦種実類	()名	⑧果物類	()名	⑨魚介類	()名
⑩肉類	()名	⑪そば	()名	⑫その他	()名

- 27) 除去食・代替食の食物アレルギー対応について、過剰な個別対応を行っている場合は記入してください。

(例)

牛乳アレルギーがある場合、牛乳は飲用しないが、シチューなど加熱済みのおかずを食べる。

28) 食物アレルギーの対応に当たり、毎月の給食の使用食材や調理方法について、保護者と学校で定期的(1~2か月程度)に面談を行っていますか。

- ①はい → 29)の設問に回答したのち、32)以降の設問に回答してください。
②いいえ → 30)以降の設問に回答してください。

29) 28)で“①はい”と回答した学校が以下の設問に答えてください。

ア 面談参加者はいずれですか。(複数回答可)

- ①管理職 ②学級担任 ③栄養教諭等 ④教務主任
⑤養護教諭 ⑥学年主任 ⑦給食主任 ⑧その他()

イ 面談内容を、下記の該当する選択肢から選んでください。(複数回答可)

- ①献立(除去食・代替食)確認 ②給食対応の確認 ③除去状況の確認
④その他

--

ウ 面談では定められた書式(面談用紙)を作成・利用していますか。

- ①作成している → 書式(面談用紙)を提出してください。
②作成していない

エ 面談内容について全教職員間で情報を共有していますか。

- ①共有している ②共有していない

30) 28)で“②いいえ”と回答した学校は、家庭の除去食の状況を把握していますか。

- ①把握している ②把握していない

31) 30)で“①把握している”と回答した学校は、どのような方法で確認をしていますか。

- ①食事日誌の提出 ②電話による聞き取り ③食事調査表など調査用紙
④その他

--

32) 学校の食物アレルギー対応方針と保護者の要望に差がある場合、その要望の内容及び対応について下記に記載してください。

--

33) 食物アレルギー対応に配慮された献立となるよう、管理職、栄養教諭等、保護者、調理師等から構成される献立作成委員会等において検討されていますか。

- ①検討されている ②検討されていない

34) 食物アレルギーを有する児童生徒への個別対応の確認のため、保護者及び学校関係者に詳細な献立表を配布していますか。※詳細な献立表・・・25)の給食の対応レベル レベル1参照

- ①配布している → 35)以降の設問に回答してください。またサンプル(詳細な献立表)を提出してください。
②配布していない → 36)以降の設問に回答してください。

35) 34)で”①配布している”と回答した学校は以下の設問に答えてください。

ア 詳細な献立表を共有している関係者すべてを選んでください。

- ①保護者及び本人 ②栄養教諭等 ③学級担任 ④管理職
⑤養護教諭 ⑥学年主任 ⑦給食主任 ⑧その他()

イ 食物アレルギー児童生徒への個別対応について、学級担任は給食前に詳細な献立表を活用して確認を行っていますか。

- ①はい → ウの設問に回答してください。
②いいえ → 36)以降の設問に回答してください。

ウ 35)イで①「はい」と回答した学校は、確認の記録を残していますか。

- ①残している → 確認票などのサンプルを提出してください。
②残していない

36) 除去食・代替食が調理場から該当児童生徒へ届くまでに、どのように確認作業が行われているか記入してください。「誰が、誰に」の欄については、確認作業を行う職種を該当する項の①～⑨から選んで記入してください。

場所	誰が	誰に	確認方法
例 教室	②	⑧	詳細な献立表を使用し確認している

※除去食や代替食が児童・生徒に提供されるまで複数の段階がある場合は、2行に分けて記載してください

- ①管理職 ②学級担任 ③栄養教諭等 ④教務主任
⑤養護教諭 ⑥学年主任 ⑦給食主任 ⑧児童生徒
⑨その他()

37) 平成24年度中に、学校において誤配した事例はありますか。

- ①ある ()件 ②ない

38) 食物アレルギーを有する児童生徒は、給食のおかわりに制限がありますか。

- ①制限がある → 39)について回答後、41)以降の設問に回答してください。
②制限はない → 40)以降の設問に回答してください

39) 38)で”①制限がある”と回答した学校は、どのような制限を設けていますか。

- ①除去食・代替食対応のおかずは、おかわり禁止 ②すべてのおかわり禁止
③主食のみおかわりできる ④その他()

40) 38)で”②制限はない”と回答した学校は、おかわりの可否について、どのように確認していますか。

- ①詳細な献立表(注1) ②個別対応票(注2)
③その他()

(注1)詳細な献立表・・・25)の給食の対応レベル レベル1参照

(注2)個別対応票・・・食物アレルギー対応について、毎日の給食献立名や使用食品について確認し、児童生徒個別の状況に応じて記載可能な献立表

41) 給食終了後、担任は除去食・代替食の喫食状況を把握していますか。

- ①把握している ②把握していない

42) 給食終了後、担任は食物アレルギー対応児童生徒の健康状態を把握していますか。

- ①把握している ②把握していない

43) アレルギー対応食を行っている調理場において、どのような施設で対応を行っていますか。

- ①アレルギー対応食専用の調理室
②アレルギー対応食専用の固定された調理コーナー
③既存の施設内で必要に応じて調理スペースを確保
④特別な配慮を行っていない
⑤その他()

44) 43)で“①、②または③”と回答した学校は、当該設備等の総面積及び全調理員数、調理委託の有無について回答してください。

総面積 ()m²

全調理員数 ()名

調理委託 ①あり ②なし

45) アレルギー対応食のための、調理員の配置がありますか。

- ①配置がある()名 ②配置がない

46) 食物アレルギー対応食の確認に際し、どのようなものを活用していますか。(複数回答可)

- ①調理指示書 ②除去食・代替食一覽表(個別) ③配食・配送計画表(個別)

その他、原因食材の混入を防止するために、施設や設備で取組(対応)があれば下記に記載してください。

47) 除去食または代替食調理のための、作業工程表や作業動線図が作成されていますか。

- ①はい → サンプルを提出してください。
②いいえ

48) 除去食または代替食の提供に際し、誤配を防止するためにどのような工夫を行っていますか。(複数回答可)

- ①食札を使用 ②食器やトレイの色を変える ③個別の容器に入れる
④その他

--	--

49) 調理作業時に、誤配のあった事例の原因について、記入してください。

--

50) 食物アレルギー対応児童生徒の欠席者情報が、調理作業前に調理場へ届く連絡体制が整備されていますか。

- ①はい ②いいえ

51) 学校における緊急時対応に関して課題となっていることについて、下記の該当する項目に○をつけてください。
(複数回答可)

- ①緊急時のマニュアル策定
②エピペン®の運用
③緊急時対応に関する校内周知
④校医・主治医等との連携
⑤医療機関(校医、主治医を除く)との連携
⑥消防機関との連携
⑦医師の緊急時指示のばらつき
⑧保護者対応
⑨特になし
⑩その他

--	--

52) 食物アレルギー対応に関して、調理場で課題となっている項目はどのようなことですか。(複数回答可)

- | | | |
|-----------------------|----------------|------------------|
| ①アレルギー室(アレルギーコーナー)の整備 | ②調理機器・器具等の整備 | ③食器具等の整備 |
| ④献立作成 | ⑤作業工程表・作業動線図作成 | ⑥混入(コンタミネーション)防止 |
| ⑦栄養教諭等の配置 | ⑧調理員の増員 | ⑨食物アレルギーに関する情報不足 |
| ⑩その他 | | |

53) 学校給食における食物アレルギー対応において、対応を困難にしている理由はどのようなことですか(複数回答可)

- | | | |
|--------------------|-----------|--------------|
| ①曖昧な医師の診断 | ②曖昧な医師の指示 | ③医師との連携不足、困難 |
| ④曖昧な対応方針 | ⑤曖昧な責任の所在 | ⑥不十分な施設設備 |
| ⑦対応人員不足(調理員、栄養教諭等) | ⑧保護者の要求内容 | ⑨対応マニュアルの不備 |
| ⑩対応者の経験不足 | ⑪対応者の知識不足 | |
| ⑫その他 | | |

54) 食物アレルギー対応について、関係者等の連携や対応方法等で他校の参考となる事例等があれば記入してください。

55) 食物アレルギー対応について、御意見や要望等があれば自由に記入してください。